

滋賀県における公益認定等に関する運用について（改正案）

〔平成20年(2008年)11月 日〕
滋賀県公益認定等委員会

1 滋賀県における次に掲げるものの運用については、「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会決定、10月10日改正。以下「公益認定等ガイドライン」という。）によるものとする。

(1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する公益認定の基準および関連する規定

(2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）に規定する移行認可の基準および関連する規定のうち公益目的支出計画に関するもの

2 滋賀県における整備法第100条第1号および第117条第1号の定款変更の案の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）、公益法人認定法等への適合の基準の運用については、公益認定等ガイドラインのほか、「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」（平成20年10月10日内閣府公益認定等委員会決定）によるものとする。